

## 報告第 8 号

### 専決処分の承認を求めることについて

平成 27 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 7 号

平成 27 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 27 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 590 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,873 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		557	50	607
	1 寄附金	557	50	607
3 繰入金		6,149	41	6,190
	1 一般会計繰入金	1,878	540	2,418
	2 基金繰入金	4,271	499	3,772
5 諸収入		13,844	499	14,343
	1 貸付金元利収入	13,844	499	14,343
歳	入	合	計	
		21,283	590	21,873

# 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		21,283	590	21,873
	1 奨学資金貸付事業費	21,283	590	21,873
歳出	合計	21,283	590	21,873